

津山市監査委員告示第3号
令和5年3月1日

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

令和３年度の監査の結果に対して、検討・実施中又は未措置であった事項の取組状況を確認したところ、結果は次のとおりであった。

(単位 件)

区 分	実 施 年 度	対 象 件 数	措置等の状況		
			措置済	検討・実施中	未措置
定 期 監 査	令和3年度	9	4	5	
公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査	令和3年度	1	1		
	合 計	10	5	5	

定期監査（措置済４件、検討・実施中５件）

【監査対象課名 行財政改革推進室】

(監査結果報告日：令和４年３月２８日)

指摘事項 1	公の施設の指定管理者制度導入から１５年が経過し、制度が定着してきたところである。しかしながら、「仕様書及び協定書に示されている項目の履行が徹底されていない」、「条例などの規定の実務運用が正しくされていない」、「備品の帰属が明確でなく管理ができていない」等の事例もみられる。制度所管課としてより適正かつ有効に指定管理者制度が運用されるよう、必要なルールの整備や関係職員の研修に取り組まれない。	
区 分 (該当に○印)	○	１．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		３．未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	令和４年４月８日に開催した「指定管理者制度担当者連絡会議」において、事務手続や更新スケジュールの説明による例年の会議内容に加え、今年度新たに担当者となった職員を対象に、本市の指定管理者制度運用ガイドラインに沿った適正な運用と、制度周知を図るための初任者研修を実施した。１５名の新任担当者が参加し、制度概要をはじめ、運用ガイドラインや協定書の説明等を行い、業務概要の周知を図った。また、その後も制度運用に関する疑義や問い合わせ等に対しても、円滑に進められるよう、随時フォローアップを行った。	

【監査対象課名 財産活用課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 3	車両台帳は津山市物品会計規則第26条の様式第10号により作成されていたが、実務ではファイルサーバー内のデータで管理されていた。また、同規則第24条の規定に基づき同台帳は車両を所管する各課においても備え、常に現品と照合し、保管の状況を明らかにしなければならないが、「台帳を作成していない」、「台帳の記載内容を更新していない」等の事例が全庁的に確認されている。このことから車両台帳は実務上、形骸化している状態である。車両の適切な管理及び運用を図るためにこれらの課題を整理し、効率的な事務処理について検討されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	昨年度、課長会議において車両台帳の整備について依頼済み。 津山市物品会計規則の改正はせず、車両台帳の記載内容を更新している。	

【監査対象課名 生活福祉課】

(監査結果報告日：令和４年３月２８日)

指摘事項 3	津山市会館の使用に際して、使用申請人に会館使用許可書を交付していなかった。津山市会館条例施行規則第５条に基づき会館使用許可書を交付するよう改められたい。 また、「会館使用料の納付書の住所、使用日及び納入期限の未記入」、「使用後の入金」などの事例があった。納付書には住所、使用日及び納入期限等を明確に記入するとともに、津山市会館条例施行規則第８条に基づき使用料が使用前に納入されるよう徹底されたい。	
区 分 (該当に○印)		１．措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		３．未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	会館使用許可については、津山市事務決裁規程第２２条第１６号の各課長の共通専決事項の規定により処理するものである。そのうえで実務上の課題を整理した結果、事務の効率化が図れるように同号の規定による生活福祉課長の権限を各会館長が行うこととする（人事課合議の事務委任の決裁を執行による）ことにより、通常の使用許可を館長決裁とし使用許可を行い、許可書を交付するように改める。 なお、使用許可の基準については、行政手続条例による審査基準等を各会館に備え付けること等により、各館長及び使用者が分かりやすい運用となるように努めることとする。 また、納付書の記載不備及び使用料の使用前納入については、館長会において適正に事務処理を行うよう徹底した。	

【監査対象課名 高齢介護課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 4	緊急通報装置の財務会計システム上の登録は、高齢介護課所属475台、阿波出張所所属20台で合計495台となっている。一方、担当者のエクセル管理では庁外設置477台、庁内保管10台で合計487台であった。管理している数に相違があるため調査確認の上、適正に事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	差異について確認中であり、今年度中に整理予定である。	

【監査対象課名 管理課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 4	市営住宅敷金（歳計外現金の預り金）に係る請求権者が不明なものがある。前回の定期監査でも指摘している事項であるが、原因を調査し適切に管理をされたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	返金・未納家賃への充当・修繕への充当等、履歴が追跡できるよう指定管理者と協議を行い、その運用を開始した。 また、電算データ等との突合を終え、次に紙台帳等との整合性について精査に着手したところであり、その結果をもとに、最終的な整理について検討を進めていく予定である。	

【監査対象課名 土木課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 2	集中豪雨による道路法面の崩壊に際し、その緊急対策として崩落土の撤去・搬出、樹木伐採等を施設管理委託により随意契約で実施していたが、おおむね同一工期で同一業者に発注されたものが複数件あった。津山市随意契約ガイドラインなどを参考として課題点を十分に整理し、適正な事務処理に努められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	大雨や大雪等の災害時における緊急対策が必要となった場合、「緊急災害対応依頼書」を作成するなど、地方自治法施行令167条の2第1項第5号の規定により、適正な災害時の緊急対策が行えるようにした。	

【監査対象課名 土木課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 3	道路維持費の需用費修繕料について、9月補正予算による予算配当前の日付で財務会計システムに支出負担行為が大量に入力され、歳出予算整理簿では予算配当残額がマイナスの状況となっていた。歳出予算は、予算額が不足する場合には支出負担行為はできないため、形式的に事前着工の状態になっている。財務事務に係る法令等を再度確認し適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	道路維持費の執行については、特に補正予算前などは、予算残の確認を細かく行い、支出負担行為を行う。 また、緊急時などは、財政課とも協議を行い、適正な事務執行に努める。	

【監査対象課名 水道局業務課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 1	収納事務委託契約に自動更新条項が設けられているため、平成26年4月1日付けの契約が継続されていた。地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されている。後年度予算の裏付けのない契約において自動更新条項を設けることは不適当であるため、次回の契約更新時に相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	現在契約相手方と最終確認中であるが、令和5年度以降は契約内容を見直し単年度契約とすることで調整中である。	

【監査対象課名 水道局業務課】

(監査結果報告日：令和4年3月28日)

指摘事項 2	電子式水道メーター取替業務の契約において、委託料が1,000,000円を超えているため管理者決裁となる事案を局長で事務処理したものが2件あった。水道局事務決裁規程第8条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	指摘後は決裁時に津山市水道局事務決裁規程を確認のうえ適正に処理している。	

公の施設の指定管理者監査（措置済１件）

監査の対象

指定管理者：社会福祉法人 千寿福祉会

施設名：津山市障害者福祉センター神南備園

所管部署：環境福祉部障害福祉課

監査結果報告日

令和４年２月２８日

措置等の内容

【環境福祉部 障害福祉課】

指摘事項 (６)	中央公民館からプレファブ倉庫が移管され、建物の名称を「神南備園第２棟」と変更し、平成３０年３月５日付けで指定管理業務に追加する協定変更が行われた。当該施設の次の点について検討し、課題を整理されたい。 ① 財産台帳ではプレファブ倉庫という名称のままであること。 ② 条例・規則に規定されていないこと。 ③ 建物総合損害共済（全国私有物件災害共済）に加入していないこと。	
区分 (該当に○印)	○	１．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		３．未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	①について 名称をプレファブ倉庫から第２棟とし、変更日を令和４年１月３１日とする公有財産異動報告書を財産活用課長に提出し、変更を行った。 ②について 令和５年３月議会に「津山市障害者福祉センター神南備園条例の一部を改正する条例」を上程。第２棟研修室の位置づけを行い、使用料の対象とした。 ③について 建物総合損害共済への加入手続きを行い、令和４年２月１８日から加入した。	